

扶桑町議会基本条例

前文

私たちの扶桑町は、総合計画の”みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町”を願いその実現をめざしています。この条例は、「町民」の権利と義務、「町議会」及び「町長」の権限と責務等を明確にするものです。町議会は、この条例に基づき二元代表制のもと町民の負託にこたえ、その権利を保障する責務を負っています。

意思決定機関である町議会は、町民の多様な意見を代表して議論し、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の活動を監視する機能、町長等の政策を適正に修正する機能、民意を集約し政策を形成する機能などの役割を負っています。

「地方のことは地方で決める」という地方分権の時代にあって、町議会の役割は、さらに重要になっていきます。

そのため、町議会は、町民のみなさんにもっとよく見え、わかりやすく、町民が参画できる議会に、そして、合議機関として町民と一緒に考えながら、さらにしっかりと議論できる議会に改革していきたいと決意しました。

扶桑町議会は、町民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、扶桑町の自治を推進し、不断の議会改革を進めるため、町議会の最高規範として、ここに「扶桑町議会基本条例」を制定します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、扶桑町議会（以下「議会」という。）及び扶桑町議会議員（以下「議員」という。）の責務の明確化と資質の向上のために必要な事項を定めることにより、地方自治の本旨に則り町民の負託に的確にこたえ、町民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の役割及び活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会は、町民に開かれた議会運営に努め、町民の参加を保障し、多様な意見の反映に努めます。
- (2) 議会は、町民にわかりやすい議会運営と情報公開に努めます。
- (3) 議会は、町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価します。
- (4) 議会は、意思決定にあたっては、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めます。
- (5) 議会は、町政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）を行います。
- (6) 議会は、議員研修の充実強化を図り、議員の資質向上に努めます。

(議員の責務及び活動原則)

第3条 議員は、選挙により選ばれた町民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重し、町民の負託にこたえる議員活動を行います。
- (2) 議員は、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民全体の代表者としてふさわしい活動をします。
- (3) 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の福祉向上を目指し活動します。
- (4) 議員は、自らの議会活動を町民にわかりやすく説明します。

第3章 町民と議会の関係

(町民への情報公開と意見集約)

第4条 議会は、情報公開を徹底し、町民への説明責任を果たします。

- 2 議会は、議会に関するすべての会議を原則公開とし、傍聴の自由及び報道の自由を保障し、並びに会議録等の議会活動に関する資料を公開します。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民、有識者等の意見を議会の審議に反映させるように努めます。
- 4 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策立案等の機会の拡大を図ります。
- 5 議会は、議会活動に関して多様な媒体を用いて町民にわかりやすい情報提供を行い、町民の意見を把握して、議会活動に反映させます。

(町民からの政策提案)

第5条 議会は、請願及び陳情を町民からの政策提案と位置づけ、その審議及び調査に当たっては、当該請願及び陳情の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と町長等との関係)

第6条 議員と町長等は、議会審議において緊張ある関係の保持に努めます。

- 2 議員は、本会議における質疑、一般質問並びに委員会における質疑については、課題を明確にするため、原則、一問一答方式で行います。この場合において、議員は、質疑及び質問の論点及び争点を明らかにするよう努め、町長等に、誠実な答弁をするよう求めます。
- 3 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の主旨を確認するため、発言することができます。

(町長等による政策等形成過程の説明)

第7条 議会は、町長等が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、論点を明確にし、町民への公開のため、町長等に対し、次に掲げる事項の

説明を求めます。

- (1) 政策等を行う経緯、理由又は目的
 - (2) 比較検討した他の政策等案及びその内容
 - (3) 町の総合計画、関係する法令及び条例等との整合性
 - (4) 政策等の実施に関わる経費及び継続に要する経費の財源措置
 - (5) 町民参画の実施の有無及びその内容
 - (6) 政策等の効果予測
 - (7) 他の自治体の類似する政策等との比較検討結果
- 2 議員は、前項の政策等の提案を審査するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとします。

(議会の政策提案)

第8条 議会は、議会の権能を十分に発揮し、積極的に政策立案等を行い、条例の制定又は改廃、議案の修正、決議等を行います。

- 2 議会は、前項の政策立案等行うに当たっては、提案理由を明確に説明します。

(議会の議決事項)

第9条 議会は、町政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として別に条例で定めます。

第5章 討議

(討議の促進)

第10条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長及び委員長は、議員間の討議を尊重し、公平な運営を行います。

- 2 議会は、議案等を審議して結論を出すにあたっては、議員間の十分な討議を尽くして合意形成に努め、その結果について町民への説明責任を果たします。
- 3 議会は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案等を推進するために議員全員協議会を開き、全議員で意見交換及び討議を行います。

第6章 委員会

(委員会の活動)

第11条 委員会は、専門性を活かして公平な運営を行い、議案等の審査に当たっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、町民に対してわかりやすい議論に努めます。

- 2 委員会は、審査の経過等の情報を開示し、町民との懇談会等を積極的に行います。
- 3 委員長は、委員長報告の作成及び質疑に対する答弁に責任を持って取り組みます。
- 4 議会運営委員会は、議会運営について協議し、合意形成を図ります。
- 5 特別委員会は、必要に応じて設置します。

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議長が統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。

- 2 議会は、議員の政策立案等を補助するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めます。
- 3 議会は、議会事務局の専門性を高めるため、必要に応じて知識経験等を有する者を議会事務局に置くことができます。

第8章 議員の政治倫理並びに身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、町民全体の奉仕者及び代表者として政治倫理の確立及び向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行います。

(議員定数)

第14条 議員定数は、第2条に定める議会の役割及び活動原則に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、別に条例で定めます。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、町政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮し町民の意見を反映して決定します。この場合においては、参考人制度、公聴会制度等を活用します。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、地方自治法の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障及び公選としての職務、責任等を考慮し、別に条例で定めます。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、扶桑町特別職報酬等審議会の意見のほか、町政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮し、町民の意見を反映して決定します。

(会派)

第16条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、政策立案等に関し調査研究を行います。
- 3 議会は、会派間の公平性の確保と会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるように配慮します。

(政務活動費)

第17条 会派又は議員は、政務活動費を活用して、町政の調査研究及び政策立案等に資するものとし、その用途及び成果については、積極的に公開し説明責任を果たします。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則

等の制定又は改廃にあつては、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

(見直し手続)

第 19 条 議会は、常にこの条例の趣旨及び目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討します。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。